

## 社保庁不当解雇撤回裁判（東京事案）の上告棄却決定に抗議する緊急声明

2019年3月29日

全厚生労働組合（全厚生）

書記長 川名 健

- 1 最高裁判所第一小法廷は3月28日、社会保険庁分限免職処分取消等請求事件（社保庁不当解雇撤回裁判・東京事案）について、上告を棄却し、かつ上告受理申立てについて受理しない旨の不当決定（以下、「本決定」）を行った。

この東京事案については、2017年6月29日に言い渡された東京地裁判決において、3名の原告のうち1名に対する分限免職処分を取り消す旨の画期的判断を示したが、昨年9月19日に言い渡された東京高裁判決では、一審原告すべての控訴および請求を棄却する不当な判断を下した。このように、本事案では地裁と高裁で結論を異にする部分が存在するとともに、高裁判決では判決理由において複数の最高裁判例を引用したうえで結論を導いており、これらの点について最高裁がどのような判断を示すのかが注目されていた。しかし、最高裁は本決定により上告を門前払いにし、審理を開くことなくこれらの不当解雇を追認したものであり、このような決定をした最高裁に対し厳重に抗議する。

- 2 そもそもこの事件の本質は、政府・与党による社保庁職員への報復として断行された「政治のパワハラ」という点にある。すなわち、2004年に国会議員の年金未納問題が発覚し、この年の参院選挙で大敗した自民党が、個人情報「閲覧」したとされる職員に対する大量の懲戒処分を強要したうえ、2008年には自民党ワーキンググループの強い要請により、懲戒処分歴のある職員を一律に不採用とする閣議決定を行った。このような強い政治的介入の下で、年金問題の責任を末端職員に転嫁するかたちで断行されたのが本件分限免職処分なのである。

本件分限免職処分は、原判決も述べているように「被処分者に何ら責められるべき事由がない」ものであるにもかかわらず、政治的圧力を背景に、国による十分な分限免職回避努力を尽くさずになされたものであって、その不当性は明白である。

原判決は、上記閣議決定の際に政治的関与があったことについて、「議院内閣制の下においては、内閣の政策決定過程に多数派である与党が関与すること自体は当然想定されているから、与党の関与の結果決定された政策が、関係する法律の趣旨に反し、または委任の範囲を超えない限り、違法性の問題は生じない」としている。しかし、一民間法人である年金機構における職員の採用・雇用の問題について、「報復」を背景とする政治的圧力により与党が関与したことは、正当な政策決定であるとは到底いえず、むしろ行政を私物化するものであり、断じて許されないものと言わざるを得ない。

最高裁が、これらの点を不問として原判決を確定させたことは著しく不公正かつ不公平であり、終審裁判所としての役割を放棄するものとして断じて容認することはできない。

- 3 社保庁職員の不当解雇撤回を求める裁判は、現在、愛媛事案が最高裁に上告、秋田事案が控訴審でのたたかいを展開している。最高裁においては、残る上記事案について、人権を守る「最後の砦」たる終審裁判所としての役割を十分に発揮し、独立した立場で公正かつ公平な審理を行うことを強く求める。

以上